

(様式5)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準 (申請に対する処分関係)

		資料番号	7-1、 7-2	担当課	循環型社会推 進課
法令名	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	根拠条項	12条の7第1 項、第7項	許認可等 の内容	2以上の事業者による産業廃 棄物処理の特例の認定 (認定 事項の変更の認定を含む)
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例) 第十二条の七 二以上の事業者がそれらの産業廃棄物の収集、運搬又は処分を一体として実施し ようとする場合には、当該二以上の事業者は、共同して、環境省令で定めるところにより、次 の各号のいずれにも適合していることについて、当該産業廃棄物の収集、運搬又は処分を行 おうとする区域 (運搬のみを行う場合にあっては、産業廃棄物の積卸しを行う区域に限る。)を管 轄する都道府県知事の認定を受けることができる。 一 当該二以上の事業者のいずれか一の事業者が当該二以上の事業者のうち他の全ての事業者 の発行済株式の総数を保有していることその他の当該二以上の事業者が一体的な経営を行う ものとして環境省令で定める基準に適合すること。 二 当該二以上の事業者のうち、それらの産業廃棄物の収集、運搬又は処分を行う者が、産業 廃棄物の適正な収集、運搬又は処分を行うことができる事業者として環境省令で定める基準 に適合すること。 (2 略) 3 都道府県知事は、第一項の認定を受けようとする者が同項各号のいずれにも適合していると 認めるときは、同項の認定をするものとする。 (4～6 略) 7 第一項の認定を受けた者は、第二項各号に掲げる事項の変更をしようとするときは、共同し て、環境省令で定めるところにより、都道府県知事の認定を受けなければならない。ただし、 その変更が環境省令で定める軽微な変更であるときは、この限りでない。 8 第三項の規定は、前項の変更の認定について準用する。 (9～11 略)					
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則 (収集、運搬、処分等を行う事業者の基準) 第八条の三十八の二 法第十二条の七第一項第一号の環境省令で定める基準は、同項に規定する 二以上の事業者のいずれか一の事業者が、当該二以上の事業者のうち他の全ての事業者につ いて、次のいずれかに該当することとする。 一 当該二以上の事業者のうち他の事業者の発行済株式の総数、出資口数の総数又は出資価額 の総数又は出資価額の総額を保有していること。 二 次のいずれにも該当すること。 イ 当該二以上の事業者のうち他の事業者の発行済株式の総数、出資口数の総数又は出資価 額の総額の三分の二以上に相当する数又は額の株式 (株主総会において決議をすることが できる事項の全部につき議決権を行使することができない株式を除く。)又は出資を保有し					

ていること。

ロ その役員（第二条第七号に規定する役員をいう。）又は職員を当該二以上の事業者のうち他の事業者の業務を執行する役員として派遣していること。

ハ 当該二以上の事業者のうち他の事業者は、かつて同一の事業者であって、一体的に廃棄物を適正に処理していたこと。

（収集、運搬、処分等を行う事業者の基準）

第八条の三十八の三 法第十二条の七第一項第二号の環境省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一 当該申請に係る産業廃棄物の収集、運搬又は処分（再生を含む。以下この条から第八条の三十八の十一までにおいて同じ。）に関する計画において当該産業廃棄物の収集、運搬又は処分を行うこととされた者であること。

二 当該申請に係る産業廃棄物の収集、運搬又は処分を統括して管理する体制の下で、当該産業廃棄物の収集、運搬又は処分を行う者であること。

三 当該申請に係る産業廃棄物の収集、運搬又は処分以外の産業廃棄物の処理を行う場合にあつては、当該産業廃棄物と区分して処理するために必要な措置を講ずることができる者であること。

四 当該申請に係る産業廃棄物の収集、運搬又は処分を当該二以上の事業者以外の者に委託する場合にあつては、当該二以上の事業者のうち他の事業者と共同して、受託者と委託契約を締結するとともに当該受託者に対し管理票を交付する者であること。

五 当該申請に係る産業廃棄物の収集、運搬又は処分を的確に行うに足る知識及び技能を有すること。

六 当該申請に係る産業廃棄物の収集、運搬又は処分を的確に、かつ、継続して行うに足る経理的基礎を有すること。

七 法第十四条第五項第二号イからニまで及びへのいずれにも該当しないこと。

八 不利益処分を受け、その不利益処分のあつた日から五年を経過しない者に該当しないこと。

九 次に掲げる基準に適合する施設を有すること。

イ 当該申請に係る産業廃棄物の収集又は運搬を行う場合における当該収集又は運搬の用に供する施設については、次によること。

(1) 当該産業廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのない運搬車、運搬船、運搬容器その他の運搬施設を有すること。

(2) 積替施設を有する場合には、産業廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講じた施設であること。

ロ 当該申請に係る産業廃棄物の処分を行う場合における当該処分の用に供する施設については、次によること。

(1) 当該産業廃棄物の種類に応じ、その処分に適する処理施設を有すること。

(2) 産業廃棄物処理施設にあつては、法第十五条第一項の許可（法第十五条の二の六第一項の許可を受けた場合にあつては、同項の許可）を受けた者であること。

(3) 保管施設を有する場合には、産業廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講じた施設であること。

十 その他環境大臣が定める基準に適合していること。